



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061
東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階
TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

<http://www.supt.jp/>

“ Win Win World ”

いよいよ、税務調査の秋が来る！

税務調査は、税務職員による質問検査権の行使によって更正・決定及び賦課決定を行うための課税要件事実に関する資料を入手することを目的に実施されます。そして、税務職員にはこの資料の入手を容易にするため、「調査について必要があるとき」に質問検査権が認められています。

この質問検査権の適用要件にある「調査について必要があるとき」ですが、この解釈には争いがあります。課税庁は、過少申告であると認める相当な理由の有無にかかわらず質問検査権の行使が認められるとしていますが、質問検査権の行使が税務職員の自由裁量に委ねられると解釈するのは、課税庁に過大な質問検査権の行使を許容することになり妥当ではないという意見もあります。そこで最高裁昭和 48 年 7 月 10 日決定では「当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等の具体的事情に鑑み、客観的な必要性があると判断される場合」と判示しています。

税務職員による質問検査権の行使は、課税処分のための間接強制を伴う任意調査です。したがって、その行使に当たっては被調査者の同意が前提になります。このことから、質問検査権行使に当たり調査官の行為が違法とされる場合とは、(1) 納税者の同意又は承諾を得ていないため任意性が欠如したもの、(2) 税務職員の裁量権の逸脱・濫用などが該当するもの、が考えられるかと思えます。

例えば、経理上のデータをパソコンで管理をされている方も多いかと思います。「調査官がパソコンを見せなさい」と言ってきた場合でも自由に閲覧することは質問検査権の範疇を超えているかと思うのですが、こちらについてはギリギリの攻防戦が繰り返されています。税務調査はあくまで「調査」であって「捜査」ではないのですが。

移転価格課税の現状

国税庁が定期的に発表している統計によると、平成 20 年度における移転価格税制に係る課税金額が前年度の 1,696 億円から 270 億円へ大幅に減少したとのことです。課税件数は前年度とほぼ変わらず 111 件であったのに、この大幅な減少は何を意味しているのでしょうか。

単に大型課税案件がなかったためとも言われていますが、一部の業界紙では、近年の大型課税案件について税務訴訟が頻発し、また、訴訟において課税当局が敗訴するという事例が出たため、課税当局の幹部が課税は慎重に行うようにとの指導があったからだと記述されています。真偽の程は不明ですが、移転価格税制による課税は税額も多額になる上、課税自体が第三者間価格という曖昧な概念に基づく制度のため、しばしば納税者と課税当局との間で問題になります。

中でも問題と言われているのが、シークレット・コンパラブルです。移転価格課税の調査では、納税者側が取引価格の合理性に関する資料を提示しなかった場合、税務当局が調査した同業種・同取引の取引価額で更正できるのですが、この税務当局が調査した情報は納税者側に開示されません。この開示されない比較対象取引情報をシークレット・コンパラブルといいます。開示されない理由は、税務当局が知りえた情報は外部に漏らしてはいけないという守秘義務に基づいています。

ここで問題なのが、この比較対象取引情報を課税当局しか知らない点です。課税当局は、調査権を行使して比較対象企業の情報を取得することができるのですが、納税者側は、同業種の競争相手の情報を得ることは不可能に近いでしょう。そのため、納税者側は税務当局が提示した金額について、はたして同じ業種であるのか、はたして同じ取引であるのかが不明なため、反証を示すことができず、一方的に更正されてしまいます。また、訴訟に移った場合、課税当局側が更正処分の合法性を示す必要がありますが、この際にも比較対象取引の情報が制限されているといわれています。

一方、米国では、移転価格課税に関する判例が多く、判例等により税制が頻繁に見直されています。米国の国税庁 IRS のレポートによると、多くの企業は、比較対象企業の公表されている財務諸表から得られる営業利益率レベルで比較する方法(CPM 法)を採用しています。

公表されている情報を使うことができる点では米国は日本より企業に理解があると感じます。